

川を守り、川を育て、川を支える 河川協力団体制度

河川協力団体制度とは？

河川の維持、河川環境の保全などの河川の管理につながる活動を自発的に行っている民間団体等を「河川協力団体」として法律上位置付け、地域の実情に応じた河川管理の充実を図ることを目的として制度化されました。

河川管理者の目的

- 洪水等の災害防止
- 河川の適正利用
- 河川環境の整備と保全 等

河川協力団体の目的

- 河川空間を利用した活動
- 環境学習
- 環境美化 等

より良い河川空間の形成

河川協力団体の活動

1. 河川の維持



河川の清掃

2. 河川の管理に関する情報・資料の収集および提供



水辺の安全利用講習会

3. 河川の管理に関する調査研究



魚類調査

4. 河川の管理に関する知識の普及および啓発



災害教訓の伝承

河川協力団体として活動するメリット

＼実際に活動している団体の声／

1. 社会的信用度の向上

河川協力団体に指定され、国から指定を受けともに活動している団体であることが認知されたことで、地域住民や自治体が協力的になった。

2. 団体会員のモチベーションの向上

河川協力団体に指定されたことで、「国に認めてもらった」との名誉を会員が感じ、誇りを持って活動するようになった。

3. 占用に伴う手続きの簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる占用手続きが、河川管理者との協議をもって足りることになった。

4. 河川協力団体間の連携

自分たちの活動範囲だけでは繋がらなかった他団体と、河川協力団体という同じ指定団体と知り合い、活動連携に発展するようになった。

5. 河川管理者との関係構築

河川協力団体に対する河川管理者側の窓口があり、団体活動への支援や活動に支障があった場合等、気軽に相談できるようになった。

6. 河川に関する情報入手

治水、環境等の河川に関する情報が河川管理者から容易に得られるようになった。

7. 河川管理者の委託を受けられる

河川管理者が特に必要があると認める場合には、委託を受けることができる

制度に関するご質問やお問い合わせは下記までご連絡ください。

山口河川国道事務所 河川管理課 山口県防府市国衙一丁目10番20号 TEL：0835-22-1890

私たちは川の守り人
河川協力団体

